

入札・契約制度の変更等について

1 緊急経済対策の継続について

経済の活性化および雇用の促進を積極的に推進するため、前年度に引き続き、緊急経済対策として、市内優先発注を平成25年3月31日まで延長します。

※予定価格1億5千万円未満の建設工事に限ります。

※競争性が確保できない場合は、地域要件を拡大することがあります。

2 樹木維持業務の発注基準の変更について

入札の競争性を一層高めるため、樹木維持業務の地域要件を準市内まで拡大します。（詳細については、桑名市ホームページ>入札・契約>桑名市建設工事等発注基準>「除草・樹木維持業務」をご参照ください。）

3 測量、建設コンサルタント等業務の発注スケジュールの変更について

入札・契約事務の一層の効率化を図るため、測量、建設コンサルタント等業務の発注スケジュールは、建設工事、除草・樹木維持業務のスケジュールと統一します。（詳細については別紙をご参照ください。）

【変更前】 公告日：原則火曜日、開札日：原則水曜日

【変更後】 公告日：原則木曜日、開札日：原則金曜日

4 除草・樹木維持業務および測量・地質調査業務の現場代理人の取扱いについて

技術者の有効活用を促進するため、除草・樹木維持業務および測量・地質調査業務の現場代理人について、それぞれ2件まで兼任できることとします。（詳細については、桑名市ホームページ>入札・契約>入札制度>「配置技術者の取扱いについて」をご参照ください。）

※建設工事との兼任はできません。

※現場作業日が重複する場合は兼任できません。

5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく事務手続きについて

建設リサイクル法に規定する建設工事を、本市と契約締結する場合は、法に基づく事務手続きを行って下さい。（詳細については、[桑名市ホームページ](#)>入札・契約>入札制度>[「建設リサイクル法対象工事の契約締結事務手続きについて」](#)をご参照ください。）

※ これらの変更等については、平成24年4月1日以降の公告分から適用します。

